

年金加入証明書について

- ・国民年金に加入している方は、提出の必要はありません。
- ・厚生年金や共済年金など被用者年金に加入している方は、勤務先で証明を受けてください。
ただし、下記1～7の健康保険や共済組合に加入（任意継続を除く）の場合は、請求者の健康保険証の写しを提出することで、この証明書の代わりとすることができます。

- 1 健康保険被保険者証
- 2 船員保険被保険者証
- 3 私立学校教職員共済加入者証
- 4 全国土木建築国民健康保険組合員証
- 5 日本郵政公社共済組合員証
- 6 文部科学省共済組合員証（大学等支部に限る）
- 7 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの

【問い合わせ先】 宇治市役所こども福祉課児童給付係

TEL 0774(20)8733

年金加入証明書

証明者 事業所所在地

事業所名称

代表者又は責任者



令和 年 月 日

次のとおり年金に加入していることを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
加 入 制 度 名共済組合 ・ 厚生年金保険 ・ 船員保険
加 入 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日

<事業主の方へのお願い>

- ・年金加入証明書は、児童手当の認定のために必要な書類ですので、ご協力をお願いします。
- ・「加入年月日」は、貴事業所において、年金制度の被保険者となった日を記入してください。
- ・退職後、任意に継続している方は、証明できませんのでご注意ください。